

第5章 地域福祉推進の体制

1 地域福祉推進の役割

地域福祉を推進するためには、住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社協、行政の役割を明確にし、それぞれが地域社会の一員としての特性と能力を活かしながら、自らの役割を認識し、相互連携・協働して地域福祉の推進を図る取り組みが求められます。

第2期計画においても引き続き、5者の役割による地域福祉の推進をめざします。

○住民：

福祉サービスの利用者であるとともに担い手でもあります。みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくりの主体です。

○社会福祉に関する活動を行う人々：

地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO（民間非営利組織）、当事者団体等の人々です。

○福祉サービス事業者：

住民の生活・福祉ニーズにこたえ安心して利用できるサービスを提供し、地域福祉の向上に貢献する主体です。

○社会福祉協議会：

住民にとってより身近なところでの学び合い、支え合いを通してまちづくりを進める役割が求められています。
地域福祉推進の中核組織としての役割を担う組織です。

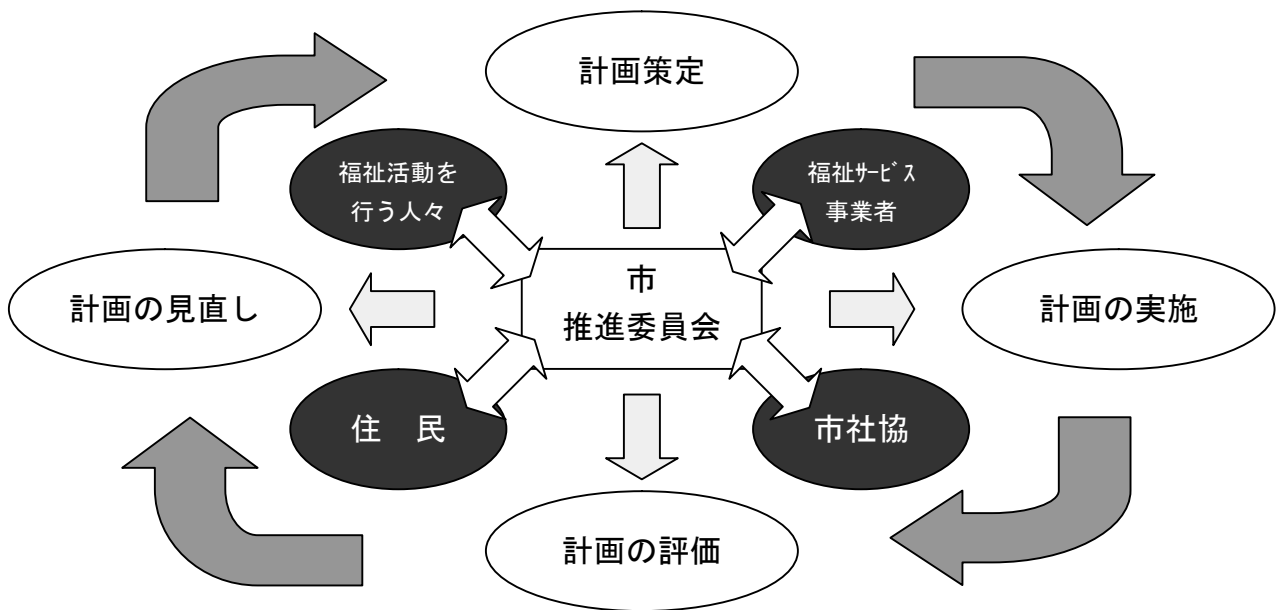
○行政：

住民が抱える地域福祉の課題に対応して、施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を進める役割を持っています。

2 第2期計画の進行管理

住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、社協、行政の5者の連携・協働により本市の地域福祉を推進していくため、本計画に基づく各事業の進捗状況等を定期的に点検、評価する組織として「宇治市地域福祉推進委員会」を計画策定後も引き続き設置します。住民や関係機関、団体と連携を図りながら、必要に応じて施策の見直し等を行います。

<計画の進行管理・評価のイメージ>



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
本計画	➔										
進行管理	・評価基準に基づき毎年度実施 ・地域福祉活動等への支援				中間評価、見直し	・評価基準に基づき毎年度実施 ・地域福祉活動等への支援				評価、見直し	

3 宇治市地域福祉計画推進会議の設置

地域福祉計画は、福祉部門だけでなく様々な計画と密接に関連しています。関係部局が地域福祉推進の視点を持って各事業に取り組んでいけるよう、部門別計画を所管する担当課をはじめとした行政内部の連携を図る組織として「宇治市地域福祉計画推進会議」を設置し、第1期計画に引き続き、全庁的な地域福祉推進をめざします。

4 関係機関・団体等との連携

第1期計画同様、市社協の地域福祉活動計画との整合を図り、住民をはじめ、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携・協働しながら地域福祉推進のプログラムに取り組みます。

5 部門別計画との連携

「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」「宇治市母子保健計画」「宇治市健康づくり推進プラン」「宇治市障害者福祉基本計画」「宇治市障害福祉計画」といった福祉部門の個別計画をはじめ、福祉部門以外の行政計画とも連携を図ることで、第2期計画がより総合的な福祉のまちづくり計画となるよう、その具体化を図っていきます。

6 市社協への活動支援

第1期計画同様、住民の立場から策定される「宇治市地域福祉活動計画」改定への側面支援とともに、市社協への活動支援を引き続き行います。